

○ 内閣府  
財務省 令第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令を次のように定める。

平成十七年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

財務大臣 谷垣 禎一

内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る保存等を、電磁的記録を使用し  
て行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除く  
ほか、この命令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この命令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の  
保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例に  
よる。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規  
定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲  
げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法の

いずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて電磁的記録を電子計算機の映像面に表示及び書面に出力することができなければならない。

3 民間事業者等が、第一項の規定に基づき、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 記録された事項について消失を防止するための措置

二 記録された事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できるための措置

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七条 別表第二に掲げる規定に基づく作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであつ

て、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一

証券取引法

第二十五条第二項及び第三項、第二十七条、第二十七  
七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の二十二  
の二第二項、第二十七条の二十八第二項、第二十七  
条の二十九第二項、第五十条、第五十二条第三項、  
第六十六条の十六、第七十九条の七十第三項、第八  
十九条第一項、第一百一条の三第一項、第一百一条の五  
第一項、第四百四条、第四百四十三条並びに第八十八  
条



第十六条の二第一項、第十七条第九項、第四十一条、第四十九条、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十九条第一項、第六十九条の二第一項、第八十一条第二項、第八十六条の二第一項、第一百十一条第一項及び第二項、第一百三十六条の二第一項、第一百五十六条の二第一項、第一百六十五条の二第一項、第一百六十六条第五項、第一百七十三条の三第一項、第一百七十三条の四第五項、第一百八十三条第一項、第九十六条第一項から第三項まで、第九十九条、第二百二十四条第二項、第二百四十条の七第一項、第二百五十五条の三第一項、第二百六十五条の二十二、第二百六十五条の三十九第三項、第二百七十一条の二十五第一項、第二百八十五条第一項並びに第三

別表第二

<p>証券取引法</p>	<p>第五十条、第五十二条第三項、第六十六条の十六、第八十九条第一項、第一百一条の二第一項、第一百一条の五第一項及び第百八十八条</p>
<p>保険業法</p>	<p>第十七条第九項、第百十一条第一項及び第二項、第百九十六条第三項、第百九十九条、第二百五十五条の二第一項、第二百六十五条の二十二、第二百六十五条の三十八第一項、第二百七十一条の二十五第一</p>
	<p>百三条第一項</p>

別表第三

<p>投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）</p>	<p>項、第二百八十五条第一項並びに第三百三条第一項</p>
<p>証券取引法</p>	<p>第二十五条第三項、第二十七条、第二十七条の十四第三項、第二十七条の二十二の二第二項、第二十七条の二十八第二項、第二十七条の二十九第二項、第五十条、第五十二条第三項、第六十六条の十六、第</p>

保険業法

七十九条の七十第三項、第一百一条の三第二項、第一百一条の五第二項、第一百四条及び第四百四十三条

第十六条の二第二項、第十七条第十項、第四十一条、第四十九条、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十九条第一項、第六十九条の二第三項、第八十一条第三項、第八十六条の二第二項、第一百一条第一項及び第二項、第一百三十六条の二第二項、第一百五十六条の二第二項、第一百六十五条の二第二項、第一百六十六条第六項、第一百七十三条の三第二項、第一百七十三条の四第六項、第一百九十六条第四項、第一百九十九条、第二百二十四条第三項、第二百四十条の七第二項、第二百五十五条の三第二項、第二百六十

別表第四

五条の二十二、第二百六十五条の三十九第三項、第二百七十一条の二十五第一項並びに第二百八十五条第二項

証券取引法

第六条、第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項、第二十四条の六第四項、第二十七条、第二十七条の三第四項、第二十七条の八第六項、第二十七条の十第三項及び第四項、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項、第二十七条の二

保険業法

十二の二第二項から第四項まで及び第八項、第二十七條の二十七、第二十七條の二十九第二項、第一百條の三第二項、第一百條の五第二項並びに第四百三條

第十六條の二第二項、第十七條第十項、第五十二條第一項、第五十九條第一項、第六十九條の二第三項、第八十一條第三項、第八十六條の二第二項、第三百六十六條の二第二項、第三百五十六條の二第二項、第三百六十五條の二第二項、第三百七十三條の四第六項、第三百八十三條第一項、第三百九十六條第四項、第二百二十四條第三項、第二百四十條の七第二項、第二百五十五條の三第二項並びに第二百六十五條の三十八

第一項及び第二項